

所管部課名	環境課		担当者	田平 浩市				
事業費名称	資源ごみ分別推進事業							
根拠法令	薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
令和3年度 予算額	450千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	450千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	ごみ処理基本計画に定めるリサイクル率		15.60%	令和8年度				
成果指標②	可燃ごみ取集量		—	令和8年度				
補助対象者	生ごみ処理機器の購入・設置者 本市に住所を有し、市税等の滞納がないこと。							
補助対象経費	当該容器又は機器の購入に要した経費 電気式生ごみ処理機、手動かくはん式生ごみ処理機、コンポスト及びEM菌生ごみ密封発酵容器							
補助対象事業・活動の内容	生ごみ処理機器（一般家庭に発生した生ごみ、雑草等処理し、堆肥等を生成する容器又は機器をいう。以下同じ。）を購入して、設置した者に対し、生活環境の衛生的保全に寄与することを目的とし、資源の再利用及びごみの減量化の促進とする。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	購入に要した経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1容器又は1機器につき2万円を限度							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の経過3年間の決算状況等	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	509,258	63.2%	514,938	63.0%	980,855	67.5%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	509,258	63.2%	514,938	63.0%	980,855	67.5%
		市補助金	296,900	36.8%	303,000	37.0%	471,400	32.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	806,158	100.0%	817,938	100.0%	1,452,255	100.0%
	支出	事業費	296,900	100.0%	303,000	100.0%	471,400	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	296,900	100.0%	303,000	100.0%	471,400	100.0%
		支出計/前年度支出計			102.1%		155.6%	
自己資金/前年度自己資金			101.1%		190.5%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数		31		33		46		
成果指標の推移①		9.7%		9.3%		—		
成果指標の推移②		17,013.73 t		17,306.88 t		16,726.29 t		
特記すべき事項等	【前回評価】 平成30年度「現状のまま継続」 ・若い世代に普及していく方策を検討されたい。 ・成果指標について、可燃ごみの収集量も指標として設定されたい。							
	【前回評価への回答】 ・広報紙やホームページにより周知に努めてまいりたい。 ・上記指標を追加し、要綱の一部改正を行った。							
	【事業のPR方法】 自治会運営説明会で説明を行っている。							
	【費用対効果】 継続的な事業実施により、効果が表れている。							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民一人ひとりの活動が市全体のごみの減量化につながる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	生ごみ処理機は高額な製品もあり、各家庭で使用するためには助成が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民の生活環境の保全と地域の環境美化という市民ニーズに合致した目標であり、リサイクル回収やごみの分別指導、不法投棄の対応など、ボランティアにより多くの市民が活動されている点で効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	家庭ごみを排出するのは各家庭であり、排出時に分別や生ごみ処理を実施することによりごみの減量化につながる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	生ごみの集団回収による堆肥化等も考えられるが、機器設置や回収経費の増加と、回収に伴う市民の理解と協力が必要である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額については、各家庭の負担が大きくなりすぎないよう、また、より活用していただくよう適切に設定されているものと認識している。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 ≪上記方向の理由≫ 生ごみのより一層の減量化のため、現状のまま継続としたい。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 広報紙やホームページへの掲載をはじめ、環境美化推進員やリサイクル推進員により市民への紹介を行ってもらうなど、より一層の周知を図る。		≪今後の改革の方向性≫ □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
			≪まとめ≫

○薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

平成１６年１０月１２日

告示第６６号

改正 平成１９年３月２８日告示第１３０号

平成２４年２月１日告示第５８号

令和元年１２月１６日告示第５７２号

（趣旨）

第１条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成１８年薩摩川内市条例第４０号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定に基づき、及び条例を実施するため、生ごみ処理機器購入補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条 市長は、生ごみ処理機器（一般家庭に発生した生ごみ、雑草等を微生物の活動又は乾燥等により減量化又は堆肥化することを目的に製造された容器又は機器をいう。以下同じ。）を購入して、設置した者に対し、生活環境の衛生的保全に寄与することを目的として、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（補助対象者）

第３条 補助金の交付を受けることができる対象者は、次に定める要件を満たすものでなければならない。

（１） 本市に住所を有していること。

（２） 市税等の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第４条 補助金の対象となる生ごみ処理機器は、次に掲げるとおりとする。

（１） 電気式生ごみ処理機

（２） 手動かくはん式生ごみ処理機

（３） コンポスト

（４） EM菌生ごみ密封発酵容器

（補助金の額等）

第５条 補助金は、前条に規定する生ごみ処理機器の購入に要した経費に２分の１を乗じて得た額とする。ただし、１容器又は１機器につき２万円を限度とする。この場合において、当該算出して得た額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、生ごみ処理機器購入補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、当該事業を実施した月の翌月の初日から3箇月以内に、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めたときは薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、決定通知書を受理したときは、市長の指示するところにより、補助金の交付を請求することができる。

（補助事業者の注意義務等）

第9条 補助事業者は、条例その他関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって当該事業を実施しなければならない。

2 生ごみ処理機器を設置した補助事業者は、当該施設を常に良好な状態で維持管理し、病虫害の発生、汚泥の流出等環境を阻害する事態の生じないよう十分注意しなければならない。

（調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

（補助金等の返還）

第11条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（成果）

第12条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、資源の再利用及びごみの減量化の促進とする。

（見直しの期間）

第13条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第14条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、可燃ごみの収集量を指標に用いて測定するものとする。

（補助事業者の責務）

第 15 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の環境政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定める事項のほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の川内市環境保全対策補助金交付要綱（昭和 62 年川内市告示第 29 号）、樋脇町環境施設補助金交付要綱（平成 15 年樋脇町訓令第 9 号）、入来町環境施設補助金交付要綱（平成元年入来町訓令第 2 号）、東郷町町民課の所管に係る補助金交付規則（昭和 57 年東郷町規則第 7 号）又は祁答院町衛生自治団体事業補助金交付規則（平成 8 年祁答院町規則第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第 3 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までの間における旧樋脇町又は旧入来町の区域に住所を有する者の補助金の額等については、同条中「2 万円」とあるのは「2 万 5 千円」とする。

(川内市環境保全対策補助金交付要綱の一部改正)

4 川内市環境保全対策補助金交付要綱（昭和 62 年川内市告示第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

第 3 条第 3 号を削る。

第 8 条第 2 項中「し、又は生ごみ処理機器を設置」を削る。

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 削除

別記第 5 号様式中「又は生ごみ処理機器」及び「又は機器」を削る。

(樋脇町環境施設補助金交付要綱の一部改正)

5 樋脇町環境施設補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 この要綱において「ごみステーション」とは、公民会等が設置する家庭から出る一般廃棄物収集施設をいう。

第 3 条中「次の表に掲げる種類」を「ごみステーション」に改め、「購入又

は」を削り、「同表欄」を「次の表」に改め、「表（１）」を削り、同条の表中「

種類
ごみステーション

」及び生ごみ処理機器の項を削る。

別記第１号様式及び第２号様式中「・生ごみ処理機器」を削る。

（入来町環境施設補助金交付要綱の一部改正）

6 入来町環境施設補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第２条中「一般家庭に発生した一般廃棄物及び、厨芥を処理するコンポスト、EM菌生ゴミ密封発酵容器、電気式生ゴミ処理機や」を削る。

第３条を次のように改める。

第３条 補助金は、ゴミステーションを設置した経費を３万円以上要した場合に当該経費に３分の１を乗じて得た額を交付する。ただし、交付金の額は、３万円を限度とする。

様式第１号中「・コンポスト・EM菌生ゴミ密封発酵容器・電気式生ゴミ処理機」を削り、「

ゴミステーション
コンポスト
EM菌生ゴミ密封発酵容器
電気式生ゴミ処理機

」を「

ゴミステーション

」に改める。

様式第２号中「・コンポスト・EM菌生ゴミ密封発酵容器・電気式生ゴミ処理機」を削る。

附 則（平成１９年３月２８日告示第１３０号）

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年２月１日告示第５８号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（令和元年１２月１６日告示第５７２号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。